

## 監査委員公表第533号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年8月31日

大分県監査委員 米 濱 光 郎  
大分県監査委員 姫 野 邦 子  
大分県監査委員 麻 生 栄 作  
大分県監査委員 首 藤 隆 憲

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

平成23年度における財務に関する事務の執行

#### 2 監査の実施

知事部局の24地方機関（振興局、県税事務所及び土木事務所）について、平成24年4月12日から7月12日までの期間において実施した。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

#### 3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

### 第2 監査の結果

監査を実施した24機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり10機関において、1件の指摘事項と11件の注意事項があった。

その他の14機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

#### （1）指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ②故意又は重大な過失が認められるもの
- ③事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

#### （2）注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

### 1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(土木建築部)	
佐伯土木事務所	海岸占用料について、占用料単価等が改正されていたにもかかわらず、改正前の占用料単価及び種別で徴収していた事例が認められた。

### 2 注意事項

(総務部)	
東部振興局	① 次世代を担う園芸産地整備事業において、補助事業の対象とならない事業実施主体から提出された申請を十分な審査を行うことなく所管課へ進達するなど、事務事業に改善を要する事例が認められた。 ② 大分の茶産地強化対策事業において、補助事業の実績が補助金交付申請時点の事業計画と異なっており、事業内容の変更に伴う計画変更の手続きが必要であるにもかかわらず、そのことを指導せず、当初のままの数量等を記載した実績報告書を進達するなど、事務事業に改善を要する事例が認められた。
豊肥振興局	事故により公用車に損害が発生した事例が認められた。
西部振興局	① 領収書について、領収書冊子の表紙や領収書受払簿に必要な事項が記載されていないなど、その取扱いに不適正な事例が認められた。 ② 事故により公用車に損害が発生した事例が認められた。
日田県税事務所	事故により公用車に損害が発生した事例が認められた。
(土木建築部)	
別府土木事務所	行政財産の目的外使用に係る庁舎等管理費について、調定が遅延している事例が認められた。
大分土木事務所	道路占用許可において、当土木事務所発注工事の受注者が現場事務所として道路を占有しているにもかかわらず、占用許可を行っていない事例が認められた。
豊後大野土木事務所	庁舎清掃業務委託などの委託契約について、履行確認が不十分であったほか、契約書に定めている監督員選任等の通知が行われていなかった事例が認められた。
竹田土木事務所	現金収納事務において、証紙売りさばき代金として領収した現金の金融機関への払込みが遅延しているなどの事例が認められた。
中津土木事務所	港湾施設整備事業特別会計の港湾施設使用料について、港湾施設の種類を誤ったことにより過小に算定し、調定・収納していた事例が認められた。

### 3 監査の執行状況

各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
--------	-----------

東部振興局	平成24年5月22日から平成24年5月24日まで、平成24年7月10日
中部振興局	平成24年5月22日から平成24年5月24日まで、平成24年7月5日
南部振興局	平成24年5月8日から平成24年5月10日まで、平成24年6月6日
豊肥振興局	平成24年5月15日から平成24年5月17日まで、平成24年6月14日
西部振興局	平成24年5月15日から平成24年5月17日まで、平成24年6月13日
北部振興局	平成24年5月8日から平成24年5月10日まで、平成24年6月5日
別府県税事務所	平成24年6月13日、平成24年7月10日
大分県税事務所	平成24年6月14日から平成24年6月15日まで、平成24年7月5日
佐伯県税事務所	平成24年6月7日、平成24年7月11日
豊後大野県税事務所	平成24年6月6日、平成24年7月11日
日田県税事務所	平成24年6月5日、平成24年7月3日
中津県税事務所	平成24年6月12日、平成24年7月12日
豊後高田土木事務所	平成24年4月17日から平成24年4月18日まで、平成24年5月9日
国東土木事務所	平成24年4月12日から平成24年4月13日まで、平成24年4月26日
別府土木事務所	平成24年4月24日から平成24年4月25日まで、平成24年5月16日
大分土木事務所	平成24年4月24日から平成24年4月26日まで、平成24年5月29日
臼杵土木事務所	平成24年4月19日から平成24年4月20日まで、平成24年5月15日
佐伯土木事務所	平成24年4月19日から平成24年4月20日まで、平成24年5月15日
豊後大野土木事務所	平成24年4月12日から平成24年4月13日まで、平成24年4月25日
竹田土木事務所	平成24年4月12日から平成24年4月13日まで、平成24年4月25日
玖珠土木事務所	平成24年4月24日から平成24年4月25日まで、平成24年5月30日
日田土木事務所	平成24年4月19日から平成24年4月20日まで、平成24年5月30日
中津土木事務所	平成24年4月17日から平成24年4月18日まで、平成24年5月10日
宇佐土木事務所	平成24年4月17日から平成24年4月18日まで、平成24年5月9日